

(郵送申請用)

別記様式第1号（第6条関係）

申請日	年月日
-----	-----

文京区長 殿

文京区ベビーシッター利用料助成金交付申請書 兼 口座振替依頼書

申請者（保護者）	住所
	氏名
	電話番号
	メール

文京区ベビーシッター利用料助成金交付要綱第6条の規定により、以下のとおり申請します。

なお、申請に当たり、区が申請内容を確認するため、利用したベビーシッター事業者等へ照会することに同意いたします。また、交付決定された場合には、以下の口座に振り込んでください。

1 対象児童 ※ 対象児童が4名以上の場合、分割して申請書を記入すること。

フリガナ	生年 月日	年 月 日	該当 区分	<input type="checkbox"/> ①障害児 <input type="checkbox"/> ②ひとり親家庭 <input type="checkbox"/> ③多胎児 <input type="checkbox"/> ④上記以外
児童氏名				
フリガナ	生年 月日	年 月 日	該当 区分	<input type="checkbox"/> ①障害児 <input type="checkbox"/> ②ひとり親家庭 <input type="checkbox"/> ③多胎児 <input type="checkbox"/> ④上記以外
児童氏名				
フリガナ	生年 月日	年 月 日	該当 区分	<input type="checkbox"/> ①障害児 <input type="checkbox"/> ②ひとり親家庭 <input type="checkbox"/> ③多胎児 <input type="checkbox"/> ④上記以外
児童氏名				

※1 該当する区分にチェックを記入してください。

※2 該当区分①又は②の場合は、追加確認書類を添付してください（該当年度の初回申請時のみ）。

※3 年度途中で該当区分①に該当することとなった場合は、事実発生日の利用分から上限時間が288時間となります。

※4 年度途中で該当区分②に該当することとなった場合は、事実発生日の属する月の翌月利用分から上限時間が288時間となります。

※5 年度途中で該当区分②に該当しなくなった場合は、事実発生日の属する月の翌月利用分から上限時間が144時間となります。

ただし、事実発生日の属する月において、既に144時間を超えていた場合は、年度内の利用はできませんのでご注意ください。

※6 年度途中で該当区分②に該当しなくなった場合は、5自由記載欄に事実発生日を記載してください。

申出なく144時間を超えて助成を受けた場合は、返還を求める可能性があります。

2 申請内容 ※ 別表に内訳を記入すること。

申請時間	時間	申請額	円
------	----	-----	---

3 振込先の口座

※ 申請者以外の口座の場合は、委任状(原本)を添付すること。

金融機関			<input type="checkbox"/> 銀行	<input type="checkbox"/> 信用金庫				<input type="checkbox"/> 本店	<input type="checkbox"/> 出張所
			<input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> 信用組合				<input type="checkbox"/> 支店	
金融機関コード					支店コード				
振込口座	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		口座番号					
	口座名義	フリガナ	氏名						

4 申請内容の確認

申請に当たり、次の事項を全て満たしていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
-------------------------	-----------------------------	------------------------------

(1) 【対象児童が未就学児の場合】

未就学児一人に対してベビーシッター一人による保育でした。または、保護者とベビーシッターが共同保育を行いました。

【対象児童が小学生の病児又は病後児の場合】

病中又は病回復期の児童に対して保育を受けました。

(2) 添付した領収書は、他の制度による助成申請に使用していません。または、使用した割引を差し引いて申請をしました。

(3) こども家庭庁が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を確認しました。

5 自由記載欄

※ 不足書類等がある場合は、記入すること。

※ 年度途中で 1 該当区分の②に該当しなくなった場合は、事実発生日を記載すること。

別 表 ※ 対象児童ごとに作成すること。

四半期（受付締切日）	<input type="checkbox"/> 令和7年 4～6月分	(令和7年 7月31日(木))
	<input type="checkbox"/> 令和7年 7～9月分	(令和7年10月31日(金))
	<input type="checkbox"/> 令和7年10～12月分	(令和8年1月30日(金))
	<input type="checkbox"/> 令和8年 1～3月分	(令和8年4月10日(金))

助成上限金額 7~22 時 1 時間 2,500 円 (22~翌 7 時 3,500 円)

※ 年度内に転入した方で、転入前の自治体で同助成を受けていた場合、助成上限時間から前自治体で交付を受けた時間を差し引いた時間が文京区での上限時間となります。前自治体から発行された交付決定通知書等で交付時間数を確認の上、ご申請ください。

*1 対象利用料は、保育サービス利用料のみ(交通費・オプション料・入会金・会費・キャンセル料・保険料等の費用は助成対象外)。

※2 保育利用料以外に充当できる割引を使用した場合は、割引が保育利用料以外に充当できることが分かるものを添付すること。